

当社原子力発電所の原子力規制検査における
2024年度第1四半期評価結果について

本日、当社原子力発電所の原子力規制検査における2024年度第1四半期の評価結果が、原子力規制庁より原子力規制委員会へ報告されました。

内容については、以下のとおりです。

＜2024年度第1四半期の評価結果＞

	女川原子力発電所	東通原子力発電所
指摘事項等	あり	なし
件数	1件	—

＜指摘事項の詳細＞

件名	女川原子力発電所2号機 仮設建築物の設置がアクセスルート ^{※1} 等に及ぼす影響評価の未実施によるアクセスルート等の確保失敗
概要	・大規模損壊訓練 ^{※2} に先立ち、原子力規制庁による原子力規制検査（訓練前に実施する現場確認）が行われ、その中において、アクセスルート近傍の倉庫や休憩所などの仮設建築物について、地震で倒壊した場合の影響評価を行っていなかったことが指摘されたもの。
重要度	緑
深刻度	—

原子力規制検査における指摘を踏まえ、アクセスルート等への影響評価を行う仕組みを社内規定に反映するとともに、アクセスルート等に波及影響を及ぼす可能性がある仮設建築物を撤去しております。

当社といたしましては、引き続き、改善活動の積極的かつ適切な運用に努め、原子力発電所のさらなる安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

※1 重大事故時等の対処設備として配備した大容量送水ポンプ車等の可搬型設備の保管エリアおよびそれら可搬型設備を移動・運搬する移動経路。

※2 大規模な自然災害および故意による大型航空機の衝突等による施設の大規模な損壊を想定し、防災要員（発電所災害対策本部要員・初期消火要員）が手順書に従い、適切な状況判断や、現場の対応要員に対する指揮・命令ができることを確認する訓練。

以上

【原子力規制検査について】

原子力規制検査は、２０２０年４月より新たに開始された検査制度であり、事業者の保安活動を対象に、発電所に常駐する原子力規制庁の運転検査官が常時検査を行うもの。指摘事項については、その重要度および深刻度の評価が行われる。

【重要度の評価について】

重要度の評価は、指摘事項の安全上の重要度に応じて、「緑」、「白」、「黄」、「赤」の4段階に色付けされ、事業者は、その内容に応じた改善措置を行わなければならない。このうち「緑」は、事業者自らの改善措置活動による改善が求められる水準となっている。

指摘事項の重要度に応じた分類

	重要度	内 容
高 ↑ ↓ 低	指摘事項	赤 ● 安全影響が大きい水準
		黄 ● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加が大きい水準
		白 ● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
		緑 ● 安全影響は限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準
	軽微	● 事業者が原因を除去して対応完了とする水準

【深刻度の評価について】

深刻度（ＳＬ：Severity Level）の評価は、重要度の評価結果を参考に、原子力安全または核物質防護への影響等により、「ＳＬⅣ」、「ＳＬⅢ」、「ＳＬⅡ」、「ＳＬⅠ」の４段階で評価され、その評価結果に応じて、規制対応措置が決定される。

なお、「SL IV」について、再発防止のための改善活動が適切に行われている場合等は、規制対応措置が不要とされ、事業者への通知は実施されない。

指摘事項等の深刻度に応じた分類

		深刻度	内 容
高 	規制 措置	SL Ⅰ	● 原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
		SL Ⅱ	● 原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
		SL Ⅲ	● 原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの
		SL Ⅳ (通知あり)	● 原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるものの、またはそうした事態になり得たもの (通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無等により決定)
低 	SL Ⅳ (通知なし)		
		軽微	● 原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的であるものの、またはそうした事態になり得たもの